

## 富士見市自治基本条例の見直しについて

平成16年4月1日施行の富士見市自治基本条例は、第28条「条例の見直し」において、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに見直しを実施することが規定されている。

条例施行後、条例見直しについては、平成20年に市民で構成する市民参加及び協働を推進する組織「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会(以下、「市民懇談会」という)」、行政内部で構成する「富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会(以下、「庁内委員会」という)」において検証作業を進め、協議検討が行われた。両委員会における検討の結果は、提言書及び報告書により提出され『課題は残すものの現時点では、条例改正するまでの事案は見当たらない。』というものであった。この結果を踏まえ、市としても条例改正は行わないことと判断した。

以降、この5年間は、提言書・報告書において指摘のあった次の課題について取り組み、解決を図った。

- ① 協働事業提案制度の実施にむけた検証
- ② コミュニティ活動及びNPO法人等の活動の周知支援
- ③ 行政評価(事務事業評価や事業仕分け等)の実施
- ④ 年度当初の市民参加・協働推進計画(パブリックコメントの実施予定、各種審議会の委員公募予定等)の周知
- ⑤ 条例解説書の改善・充実
- ⑥ 市民用のリーフレットの作成、配布
- ⑦ 条文の表現方法の研究

平成25年は2回目の見直しの時期に当たるため、前回の条例見直しと同様に、市民懇談会から名称変更をした「富士見市市民参加及び協働推進委員会(以下「推進委員会」という)と庁内委員会において協議検討を行った。検証の観点としては、「現行の条文の施策が機能しているか、制定後、社会変化に伴い新たな施策を盛り込む必要はないか、条例の構成上、標記等の不備はないか」の三つの視点から行われた。

検討の結果、推進委員会からは『富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書』が平成25年11月12日に、庁内委員会からは『富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書』が平成26年1月24日にそれぞれ提出され、結論として、両委員会は「自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということから、条例の修正や変更の必要はない」というものであった。

推進委員会の提言書においては、まちづくりのパートナーとしての意識をより高めるための情報共有の仕組みづくり、併せて、地域コミュニティの分野で活動する市民の視点から、自治基本条例の運用改善にむけた点が19の条項に

わたり提起された。

庁内委員会の報告書では、今後における地域コミュニティ活動への市民参加を高める取り組み、併せて、市民である事業者が地域コミュニティや市民活動及び協働事業に参加できるきっかけづくりの2点の必要性を挙げている。

市としては、これらの検討結果を尊重し、今回の見直し後の条例改正は行わないこととする。

当市の地域コミュニティの形態はさまざまであり、地域に根ざした55の町会が地縁型のコミュニティとなって市民自治の推進に重要な役割を担っている。また、地域によっては町会以外にNPO・市民活動団体、事業所なども積極的に関わりを持つなど地域コミュニティの醸成に貢献している。したがって、自治基本条例に基づき、市民参加と協働を進め市民と行政が共に考え公共サービスを築いている今日、地域ごとの特性と課題を認識した連携を深めることで、成熟した市民自治（自助・共助）につながると考える。

今後の取り組みとしては、日々変化する社会情勢に柔軟に対応できるよう、推進委員会及び庁内委員会からの提言及び報告を踏まえ、自治基本条例の基本原則に沿った研究協議に努めるとともに、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進をめざした取組みを積極的に図るために、市民自治が成長する市民参加と協働の仕組みづくりを前進してまいりたい。

平成26年2月6日  
富士見市長 星野信吾